

所沢市下水道事業 経営計画

(平成30年度～平成36年度)



所沢市上下水道局

目 次

*…令和2年度末追加・改定

第1章 計画の概要

1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置付け	
1-3	計画期間	2
1-4	計画策定体制	

第2章 これまでの取組と成果

2-1	下水道施設の整備	
2-1-1	汚水管・合流管の整備と普及	3
2-1-2	雨水管の整備・雨水対策	
2-1-3	合流式下水道緊急改善	4
2-1-4	地震対策	
2-1-5	施設老朽化対策	
2-2	経営健全化への取組	
2-2-1	流域下水道への接続	
2-2-2	地方公営企業への移行・組織統合	5
2-2-3	下水道使用料の改定	
2-2-4	市民満足度	

第3章 下水道事業の現状と課題

3-1	整備区域の拡大	6
3-2	災害対策	
3-3	施設老朽化への備え	
3-4	下水道使用料の適正化	7
3-5	人材の確保と技術の継承	

第4章 事業運営の基本方針

4-1	適切な施設整備	8
4-2	持続可能な下水道づくり	
4-3	市民理解の促進とサービス向上	9
4-4	環境への配慮	
4-5	経営の効率化	

第5章 主な事業と施策

5-1	整備区域拡大への取組	
5-1-1	市街化調整区域下水道整備事業	10
5-1-2	水洗化の促進	
5-2	浸水防除への取組	
5-2-1	雨水管等の整備	11
5-2-2	雨水浸透施設設置の促進	
5-2-3	雨水樹浸透化の促進	
5-2-4	河川部局等との連携	12

＊ 5－2－5	雨水時侵入水対策	
5－3	強靱な下水道への取組	
5－3－1	下水道総合地震対策事業	
5－3－2	下水道 BCP の充実と運用	
5－3－3	施設老朽化対策	
5－4	サービス向上とイメージアップへの取組	
5－4－1	下水道の理解促進	1 4
5－4－2	窓口サービスの向上	
5－4－3	下水道のイメージアップ	
5－5	環境に配慮するための取組	
5－5－1	環境保全	1 5
5－5－2	高度処理の推進	
5－5－3	地下水の涵養	1 6
5－6	健全な経営を行うための取組	
5－6－1	使用料の適正化と水洗化の促進	
5－6－2	受益者負担金の確実な徴収	
5－6－3	経営状況の見える化	
＊ 5－6－4	自主財源確保促進事業	
＊ 5－7	経営計画に係る接続可能な開発目標（SDGs）への貢献	1 7

第 6 章 経営基盤の強化に向けた取組

6－1	組織、人材、定員及び給与に関する事項	
6－1－1	効率的な組織の整備	2 4
6－1－2	人材の確保・育成	
6－1－3	定員管理の推進	
6－1－4	適正な給与水準の維持	
6－2	民間のノウハウの活用等の推進に関する事項	
6－3	その他経営基盤強化に関する事項	
6－3－1	情報通信技術の活用	
6－3－2	資金管理・調達強化	

第 7 章 財政収支計画

7－1	行政区域内人口と有収水量の見込み	2 5
＊ 7－2	収支計画	
7－2－1	収益的収支	2 6
7－2－2	資本的収支	2 7
＊ 7－3	経営指標（平成 3 0 年度から平成 3 6 年度）	2 8

第 8 章 計画推進の取組

資料

資料 1	下水道事業のあゆみ	3 0
資料 2	下水道事業経営計画策定までの経緯	
	用語解説	3 1

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

わが国の公営企業は、飲料水・工業用水の提供や下水の処理、公共輸送の確保、医療の提供など、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っています。

今後についても、市民生活に密着した社会資本の整備や住民サービスの提供通し、その本来の目的である公共の福祉の増進が求められているところです。

しかしながら、近年、高度成長期に集中的に整備された施設の老朽化、人口減少・少子高齢化等に伴う使用料収入の減少など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつあります。

このような中、平成26年8月に総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（以下「留意事項通知」といいます。）が發布され、必要な住民サービスを安定的に継続するために、自らの経営や資産についての確な現状把握を行った上で、徹底した効率化、経営健全化に取り組むための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が要請されました。

これを受け、様々な課題への対応を図り、持続可能な下水道サービスを展開していくため、総合的な事業展開と財政運営の見通しを明らかにし、効率的な事業経営を図るための指針として、「所沢市下水道事業経営計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

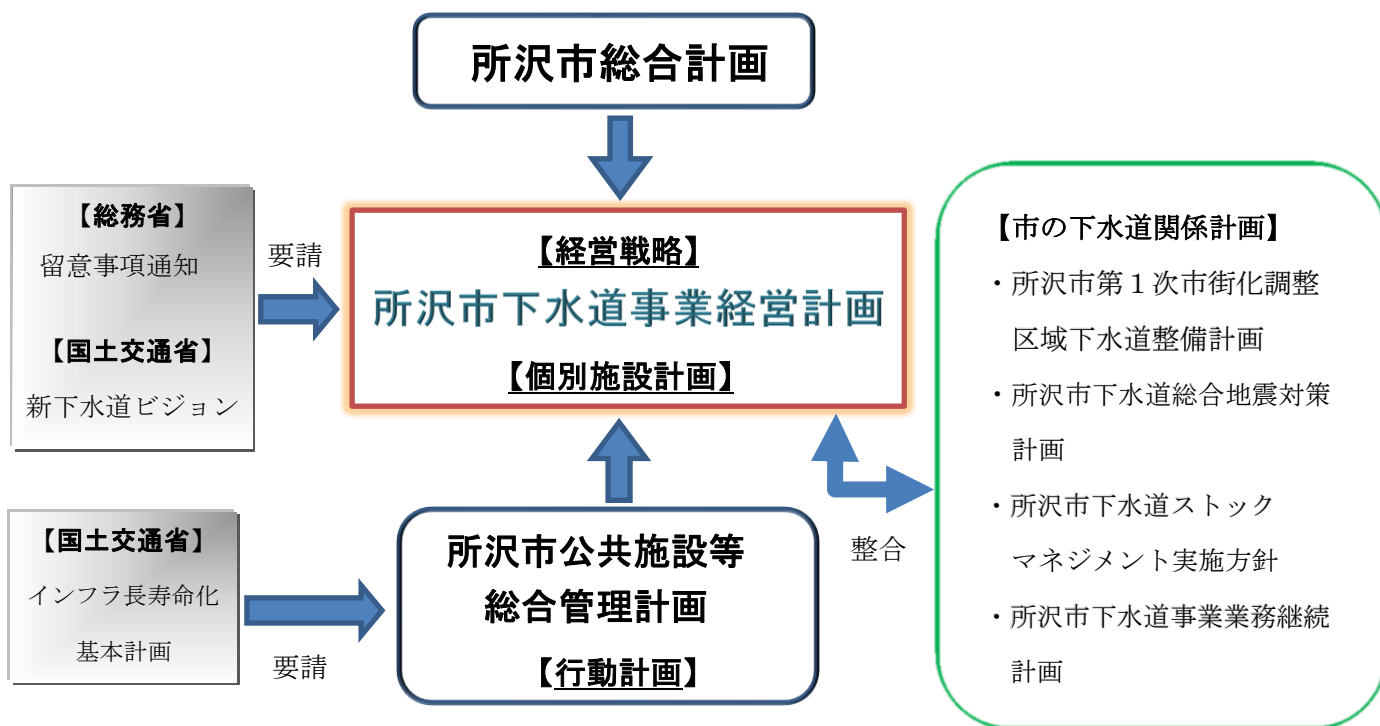
1-2 計画の位置付け

本市下水道事業においては、市街化調整区域の整備や地震対策といった、個別の事業計画は定めているものの、これらを取りまとめた計画はありません。そこで、下水道事業全体を総合的に取りまとめた本計画を策定することにより、下水道事業における中心的な計画に位置付けるとともに、留意事項通知が要請する「経営戦略」に位置付けることとします。

あわせて、平成28年3月に策定した、インフラを含めた公共施設の管理に関する基本方針である「所沢市公共施設等総合管理計画」で定める個別施設計画に位置付けることとします。

また、平成26年7月に国土交通省が策定した「新下水道ビジョン」を参照し、下水道事業の将来を見据えた計画とします。

【図表 1 計画の位置付け】



1-3 計画期間

計画期間については、留意事項通知において10年以上が基本とされていますが、本市では第1次市街化調整区域下水道整備計画（以下「第1次整備計画」といいます。）に基づく事業が平成36年度に完了する予定であり、また、既に決定している他の計画との整合を図る必要から、計画期間は平成30年度から平成36年度までの7年間とします。

なお、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、中間期、若しくは財政の条件等が大幅に変更となる場合には計画の見直し（ローリング）を行います。

1-4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、広く市民や関係者の意見を反映させるため、所沢市上下水道事業運営審議会において審議・検討を行うとともに、計画案についてパブリックコメント手続きを実施しました。

さらに、専門的知識を有する外部有識者の助言を得るため、地方共同法人日本下水道事業団を通じて経営アドバイザーの支援を受けました。また、上下水道局内に設置する上下水道事業経営会議において審議を行い、市の関連部局と協議のうえ策定しました。

第2章 これまでの取組と成果

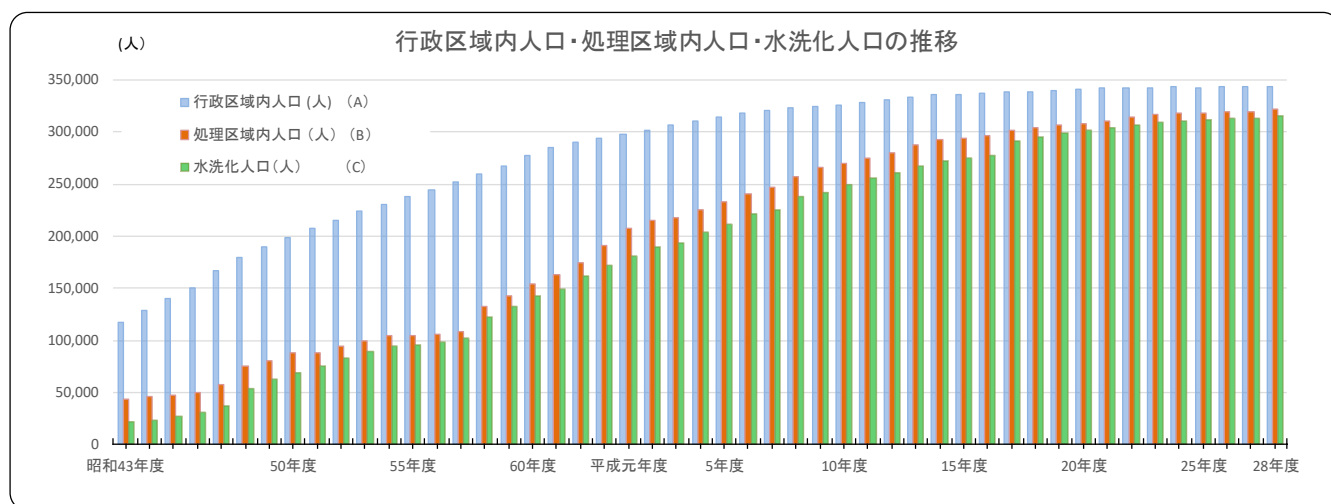
2-1 下水道施設の整備

【2-1-1 汚水管・合流管の整備と普及】

本市の下水道事業は、昭和32年度に所沢駅周辺の市街地約170haを計画区域として管渠工事を開始しました。その後順調に整備区域を拡大し、平成14年度には市街化区域の整備が概ね完了し、翌15年度からは第1次整備計画に基づき、市街化調整区域の整備を進めています。

平成28年度末までに、約927kmの汚水管・合流管を整備し、市の人口の93.5%にあたる約32万1千人の市民が下水道を使える環境となりました。

【図表2 これまでの整備状況】



業務名称	昭和43年度 (1969年)	45年度 (1971年)	50年度 (1976年)	55年度 (1981年)	60年度 (1986年)	平成元年度 (1990年)	5年度 (1994年)	10年度 (1999年)	15年度 (2004年)	20年度 (2009年)	25年度 (2014年)	28年度 (2017年)
行政区域内人口(人)(A)	116,704	140,510	198,606	238,531	276,966	298,417	314,101	326,051	336,150	340,967	342,564	343,986
処理区域内人口(人)(B)	43,837	47,650	88,024	104,813	154,293	207,003	232,411	269,235	294,168	308,568	318,292	321,652
普及率(%) (B/A)	37.6	33.9	44.3	43.9	55.7	69.4	74.0	82.6	87.5	90.5	92.9	93.5
水洗化人口(人)(C)	21,288	26,451	69,101	95,245	142,595	180,381	211,660	250,050	275,119	301,397	311,273	315,938
水洗化率(%) (C/B)	48.6	55.5	78.5	90.9	92.4	87.1	91.1	92.9	93.5	97.7	97.8	98.2

※カッコ書きで示す西暦は年度末時点を表しています。

【2-1-2 雨水管の整備・雨水対策】

汚水管渠等の整備と並行して、市街地の雨水を河川に排除するための雨水管の布設を進めました。また、民間事業者の協力も得て、雨水浸透井や貯留施設を整備し、適切に管理運用することにより、台風や集中豪雨時の雨水流出抑制を図っています。

なお、減災の取り組みとしては、内水ハザードマップを作成し、万が一の水害時に備えて避難場所を公表しています。

このハザードマップは、内水による浸水被害を軽減化することを目的として、被害範囲及び避難場所に関する情報を市民・事業者など広く提供するため、情報を地図上に表示したものです。

平成28年度末までに、雨水管 約306 km、雨水浸透井 1,105 個、貯留施設33 施設を整備しました。

【2-1-3 合流式下水道緊急改善】

合流式下水道は、雨水と汚水の対策が同時に進められる反面、雨天時には未処理の汚水が雨水とともに河川に流出してしまうことが問題となりました。そのため、中小都市に対し平成25年度までの緊急改善対策が義務付けられました。

本市では、平成18年4月から合流式下水道緊急改善事業を実施し、雨水貯留施設4施設（貯留量4,100 m³）の築造、雨水吐口へのスクリーン22箇所の設置等により、平成26年3月に対策を完了しました。

【2-1-4 地震対策】

震災時の復旧活動を支える緊急輸送道路の陥没による物流機能の停滞を未然に防ぎ、さらに震災時においても下水道本来の機能を維持するため、平成22年2月に策定した下水道総合地震対策計画に基づき、管渠等の耐震化を進めています。

現在は、緊急輸送道路下の管渠等の耐震化を緊急計画と位置付けて実施しており、平成28年度末までに管渠165 m、マンホール32基の耐震工事を実施しました。

【2-1-5 施設老朽化対策】

平成21年度に並木雨水1号幹線及び基地排水路の更生工事を開始し、平成28年度末までに344 mを施工しました。また、昭和32年度に整備着手した所沢地区等の合流管について、目視及びカメラによる老朽化調査を実施しました。

また、下水道の全施設を対象に、維持管理、修繕、改築を一体的に捉えた、下水道ストックマネジメント実施方針（以下「ストックマネジメント実施方針」といいます。）を平成29年度に策定しました。

2-2 経営健全化への取組

【2-2-1 流域下水道への接続】

昭和43年度に所沢下水処理場（後に所沢浄化センターに改称）の利用を開始し、所沢地区、緑町、小手指町の一部の地域の下水を処理していました。

その後、人口増加に対処するため、昭和46年度に埼玉県荒川右岸流域下水道事業（県南西部の10市3町で構成）に加わり、昭和58年度から荒川右岸流域下水道における新河岸川処理センター（現在の新河岸川水循環センター）での汚水処理も開始されました。

平成24年度には、所沢浄化センターでの汚水処理を荒川右岸流域下水道に切り替え、所沢浄化センターを廃止しました。これにより、本市の汚水はすべて県の新河岸川水循環センターで処理されることになり、汚水処理の合理化がなされました。

【2-2-2 地方公営企業への移行・組織統合】

平成25年度に地方公営企業法を全部適用し、公営企業に移行しました。これに伴い、経理方式が複式簿記による企業会計方式に切り替わり、事業の経営成績や財政状況を明確に把握することが可能となりました。

公営企業移行とあわせ、旧水道部との組織統合により上下水道部を設置し、組織面の強化を図りました。また、平成27年度から使用料の賦課・徴収業務については、水道料金の業務と併せ包括的に民間委託を行いました。さらに、平成29年度からは上下水道局に組織名称を変更するとともに、経営部門の更なる強化や利用者の利便性向上を図りました。

【2-2-3 下水道使用料の改定】

平成25年度の公営企業への移行と同時に、汚水処理にかかる経費回収率は使用料算定期間最終年度とした平成29年度において80%、使用料改定率は21.65%をもって、20年ぶりの下水道使用料の改定を行いました。

また、当時の所沢市下水道事業運営審議会において、以後の下水道使用料の定期的な見直し期間については、社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年とする旨の答申がなされました。平成30年度には改定から5年が経過することから、平成28年度から29年度にかけて所沢市上下水道事業運営審議会に、「下水道使用料のあり方」について諮問し、審議を経て答申がされました。その答申を尊重し、平成30年4月から下水道使用料を改定することといたしました。これにより、本計画終了年度である平成36年度には経費回収率が94.6%となる見込みです。

【2-2-4 市民満足度】

施策及び事業の成果を測る所沢市市民意識調査（平成29年度版）の結果、第5次所沢市総合計画後期基本計画に位置づけられた施策のうち、下水道事業は平成26年度から4年連続で、水道事業に次いで「第2位」という満足率の高い施策として評価されました。

第3章 下水道事業の現状と課題

3-1 整備区域の拡大

平成13年策定の第1次整備計画に基づき、市街化調整区域の下水道を整備しています。この計画は20年の計画期間であり、事業期間を4期に分割して5年単位で実施し、第1期事業（平成15年度～平成19年度）は面積138ha、第2期事業（平成20年度～平成24年度）は面積143.3haを整備しました。現在、第3期事業（平成27年度～平成31年度）を実施しています。

平成36年度までの第4期事業を計画どおり進めると、下水道普及率94.8%となる見込みであり、引き続き生活環境の改善と公共用水域の水質保全を進める必要があります。

3-2 災害対策

下水道総合地震対策計画による緊急計画に位置づけられた事業は、概ね整備を完了したため、今後は、中長期計画を段階的に策定し、下水道施設の耐震化に取り組む必要があります。さらに、局地的な集中豪雨によって発生する浸水被害への取り組みも重要度を増していることから、地域の特性に応じた雨水対策を進める必要があります。

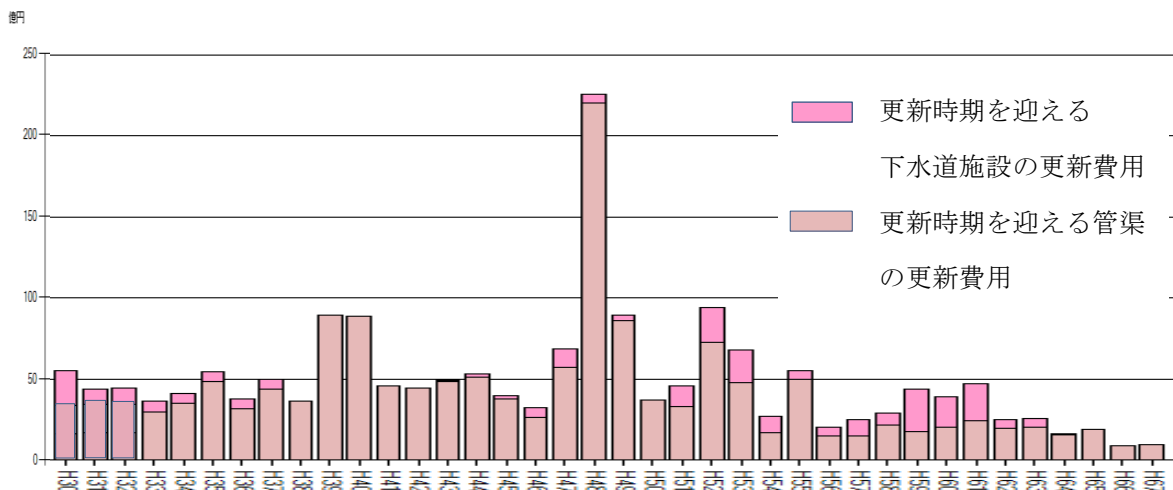
また、大規模な災害、事故等で職員・庁舎・設備等に相当の被害を受けても、下水道機能を維持または早期回復するための対策として、平成26年3月に「所沢市下水道事業業務継続計画」（以下「下水道BCP」といいます。）を策定しました。策定後も引き続き、防災訓練や施設の点検・検査等を通じて、下水道BCPを実態に即した内容に見直す必要があります。

3-3 施設老朽化への備え

平成28年度末において、法定耐用年数の50年を経過した管渠の延長は約50kmで、全体延長の約4%にとどまります。しかし、現行のままでは20年後には全体延長の50%以上が法定耐用年数を経過することとなります。

今後は、下水道施設の老朽化による大量更新時代の到来に備える必要があります。

【図表 4 更新費用の推計】



※ 更新費用は、総務省公表の試算ソフトから算出した結果、年間約49億円になるものと算出。

※ 平成39・40年度は昭和52年度の北野区画整理、平成48年度は昭和61年度の東所沢地区及び所沢駅東口区画整理、平成52年度は平成2年度の中富南部区画整理による下水道管渠の整備。

3-4 下水道使用料の適正化

下水道事業は、汚水処理に要する経費を下水道使用料収入で賄うことが原則ですが、全国的に見ても経費回収率は低い傾向にあり、現実には一般会計からの赤字補てんの繰入れに依存して事業を運営している状況が多くみられます。

下水道使用料収入で賄うべき費用を市税収入が中心である一般会計に負担を求めることは、福祉や教育などの重要な施策への圧迫につながることや、財政状況により、繰入れ額が影響を受ける不安定要素となります。そのため、下水道使用料を適正水準に維持することにより、将来の施設更新を見据えた財源確保に努め、中長期的に自立安定した経営基盤を築くことが求められます。

「新下水道ビジョン」や「留意事項通知」においても、適正な下水道使用料水準の確保に努めるよう要請されています。

3-5 人材の確保と技術の継承

人材は、下水道事業を安定的に継続するための重要な経営基盤のひとつであることから、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある職員の育成に努め、個々の能力を集約し、組織体としての経営力の向上に結び付ける必要があります。

また、専門的知識や技能を有する職員の退職に備え、これまで培われた知識や高い技術を組織として継承し、維持していくため、計画的に専門性を有する職員を養成する取り組みが必要となります。

第4章 事業運営の基本方針

下水道は、住民生活に不可欠なライフラインであり、24時間・365日、絶え間なくサービスを提供していくことが第一の使命です。今後の下水道事業の経営に当たっては、人口減少社会にあっても下水道サービスを確実・安定的に提供できる下水道施設・設備の強靱化と経営基盤の強化に取り組みます。さらに、環境問題への貢献を果たすため、環境負荷の低減に取り組むとともに、下水道に対する市民の理解を得ながら、安定した事業運営を永続していきます。

具体的な取組は、「第5章 主な事業と施策」で定めます。

4-1 適切な施設整備

下水道整備区域の拡大や集中豪雨等による浸水被害の軽減に向けた、適切な施設整備に取り組みます。

また、他部局と連携し、汚水処理の最適化や効果的な雨水対策を図ります。

【具体的な取組】

第5章 主な事業と施策	内 容
5-1 整備区域拡大への取組	・ 5-1-1 市街化調整区域下水道整備事業 ・ 5-1-2 水洗化の促進
5-2 浸水防除への取組	・ 5-2-1 雨水管等の整備 ・ 5-2-2 雨水浸透施設設置の促進 ・ 5-2-3 雨水樹浸透化の促進 ・ 5-2-4 河川部局等との連携

4-2 持続可能な下水道づくり

震災時にも継続して使用可能な下水道をめざし、下水道施設の耐震化、下水道BCPの定期的な見直し、復旧資機材の確保など、総合的な防災対策に取り組みます。

また、ストックマネジメント手法の導入により、早期段階に予防的な修繕や改築を実施することで、下水道施設の長寿命化に取り組みます。

【具体的な取組】

第5章 主な事業と施策	内 容
5-3 強靱な下水道への取組	・ 5-3-1 下水道総合地震対策事業 ・ 5-3-2 下水道BCPの充実と運用 ・ 5-3-3 施設老朽化対策

4-3 市民理解の促進とサービス向上

下水道事業の「見える化」により市民の理解を促進し、下水道のイメージアップに効果的な情報提供と広報活動を展開するとともに、窓口サービスの向上に取り組めます。

【具体的な取組】

第5章 主な事業と施策	内 容
5-4 サービス向上とイメージアップへの取組	<ul style="list-style-type: none">5-4-1 下水道の理解促進5-4-2 窓口サービスの向上5-4-3 下水道のイメージアップ

4-4 環境への配慮

建設発生土の有効利用、下水の高度処理への寄与、地下水の涵養など、環境に配慮した事業運営に取り組めます。

【具体的な取組】

第5章 主な事業と施策	内 容
5-5 環境に配慮するための取組	<ul style="list-style-type: none">5-5-1 環境保全5-5-2 高度処理の推進5-5-3 地下水の涵養

4-5 経営の効率化

委託化の推進、下水道台帳のデータベース化など、事務の効率化に取り組むとともに、下水道使用料の適正化と一般会計負担の縮減に努めます。

【具体的な取組】

第5章 主な事業と施策	内 容
5-6 健全な経営を行うための取組	<ul style="list-style-type: none">5-6-1 使用料の適正化と水洗化の促進5-6-2 受益者負担金の確実な徴収5-6-3 経営状況の見える化

第5章 主な事業と施策

5-1 整備区域拡大への取組

【5-1-1 市街化調整区域下水道整備事業】

第1次整備計画に基づき、引き続き、第3期（平成27年度～平成31年度）及び第4期（平成32年度～平成36年度）の市街化調整区域の下水道（汚水管）整備を進めます。

●第3期事業

工事实施年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	合計
整備面積 (h a)	52.8	19.1	23.7	17.1	13.2	125.9
事業整備率 (%)	41.9	57.1	75.9	89.5	100.0	100.0
管渠布設延長 (m)	5,710	6,080	8,170	7,800	4,228	31,988

指標名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
下水道普及率 (%)	93.0	93.5	93.7	94.0	94.2

※平成28年度までは決算値を表示しています。

※下水道普及率＝処理区域内人口／行政区域内人口×100

●第4期事業

工事实施年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	合計
整備面積 (h a)	19	19	19	19	19	95
事業整備率 (%)	20.0	40.0	60.0	80.0	100.0	100.0
管渠布設延長 (m)	4,620	4,620	6,000	6,000	4,500	25,740

※第4期事業は平成30年度に整備面積等が確定します。

指標名	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
下水道普及率 (%)	94.4	94.5	94.6	94.7	94.8

【5-1-2 水洗化の促進】

下水道処理区域内の下水道未接続世帯に対し、戸別訪問の実施や市ホームページ、パンフレットによる啓発活動により下水道の重要性に対する市民理解の促進に努め、下水道への接続（水洗化）促進に取り組みます。

また、汲み取り便所や浄化槽を下水道に接続するための資金を無利子で融資する「水洗便所改造資金貸付制度」等の周知により、水洗化を促進します。

区 分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
行政区域内人口（人）	343,368	342,782	341,998	341,043	339,921	338,635	337,189
処理区域内人口（人）	322,803	323,065	322,746	322,230	321,555	320,723	319,738
水洗化人口（人）	317,250	317,702	317,582	317,299	316,860	316,264	315,501

※行政区域内人口は、本市の人口推計を用いたものです。（平成28年12月31日現在）

指 標 名	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
水洗化率（%）	98.3	98.3	98.4	98.5	98.5	98.6	98.7

※水洗化率は、水洗化人口／処理区域内人口 × 100 より算定。

5-2 浸水防除への取組

【5-2-1 雨水管等の整備】

市街地の雨水を排除するため、平成29年度から平成30年度の継続工事により岩岡町・向陽町に延長630m、平成32年度を目途に下安松に延長66mの雨水管をそれぞれ布設します。また、雨水浸透井の築造により地域の実情や特性に応じた浸水対策に取り組みます。

【5-2-2 雨水浸透施設設置の促進】

雨水の流出抑制を図るため、住宅等へ雨水ますなど材料を無償支給する「雨水浸透ます支給制度」により、雨水浸透施設の設置を促進します。

また、民間による開発事業にあたっては、開発事業区域内における雨水トレンチ等の雨水浸透施設の設置を事業者に指導・要請します。

【5-2-3 雨水樹浸透化の促進】

内水ハザードマップを活用し、内水被害の軽減を図るため、平成30年度から平成39年度を目安に、毎年約120か所に道路雨水樹の浸透化を進めます。

【5-2-4 河川部局等との連携】

近年は局地的な大雨が多発していることから、浸水被害を軽減するため、河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、河川・下水道事業調整協議会を通じて埼玉県と連携し、河川部局も含めた事業間の調整を図りながらハードとソフト両面の対策に取り組めます。

【5-2-5 雨水時浸入水対策】

令和2年度末追加

汚水管への雨水の流入によるマンホール蓋の飛散、溢水、宅地内への逆流等の被害が発生していることから、こうした被害を防ぐため、発生原因箇所への対策として汚水管の改築等を行い、施設対策として汚水貯留施設等を築造し流量の調整を行うことで、下流への流下量を低減します。

5-3 強靱な下水道への取組

【5-3-1 下水道総合地震対策事業】

現行の緊急計画は平成29年度に終了することから、重要な幹線や緊急輸送道路等に埋設されている約34kmの管路と、指定避難所下に設置されている貯留施設を対象とした中期計画（平成30年度～平成34年度）を平成29年度に策定しました。今後は引き続き耐震診断を行い、診断結果に基づき、必要な箇所について対策を進めます。

また、中期計画の終了にあわせ、地域防災計画に定められた施設からの排水を受ける重要な管路 約55kmを対象とした長期計画（平成35年度～平成39年度）の策定を進めます。

【5-3-2 下水道BCPの充実と運用】

大規模地震により下水道施設等が被災した場合でも、下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前の対策や非常時対応等に備えた下水道BCPを平成25年度に策定しました。

本市の総合防災訓練や県との合同防災訓練を通じて適時点検、見直しを行い、実効性のある計画にしていきます。

【5-3-3 施設老朽化対策】

所沢地区等の目視及びカメラによる老朽化調査の結果を受けて、平成29年度から比較的緊急度の高い部分について対策を図っています。

しかしながら、更新期を迎える施設の増大に伴い、多くの建設投資が必要となってくることから、ライフサイクルコストの低減と投資の平準化を図ることが重要となります。

このため、市内全域の下水道施設の維持管理・修繕・改築を一体的に捉えたストックマネジメント実施方針に基づき策定した短期の点検調査計画及び改築計画については、本計画の中間期の見直しに反映することとします。

また、電子化した下水道台帳を基に維持管理状況をデータベース化し、適切な施設の維持管理と老朽化対策に活用します。

工事实施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	合計
●目視及びカメラ調査にかか る老朽管対策 管渠延長 (m)	216	245	226	718	720	710	710	3,545
●並木雨水1号幹線及び 基地排水路の更生 事業 管渠延長 (m)	350							350

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
ストックマネジメント 実施方針及び短期計画	ストックマネジメント実施方針（短期計画含む）の運用						

下の工事の写真は、下水管路を開削せずに、マンホールから製管機を管路内に搬入し、老朽化した管渠を新管と同様の性能を持った管路に更生させる工事の様子です。



<施工前>



←塩ビ樹脂にスチールの補強材を入れ
製管機で新たな管を作ります。

↓工事完了です。

既設管の内面に螺旋状に巻き付けられた
様子がわかります。

<施工後>



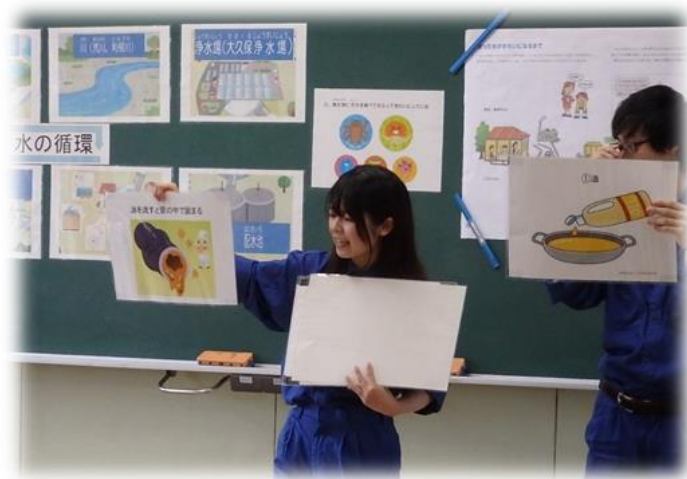
5-4 サービス向上とイメージアップへの取組

【5-4-1 下水道の理解促進】

市民に対し下水道の役割と重要性を発信し、下水道事業への関心や認知度向上を図るため、情報提供の充実や広報活動に取り組みます。

【主な取組】

- ① 市民フェスティバルへの参加
- ② 小学校での出前教室の開催
- ③ パンフレット「所沢の水道と下水道」を市民へ配布、小学4年生の副教材に使用
- ④ 下水道事業ガイドラインに基づく業務指標の公開



市内小学校での出前教室の様子



パンフレット

【5-4-2 窓口サービスの向上】

平成29年度より給排水の受付・審査が一体となったワンストップサービスの提供を目的として窓口サービス課を設置しました。今後は利便性の向上など窓口サービスのさらなる充実に取り組みます。

【5-4-3 下水道のイメージアップ】

ところんマンホール蓋や埼玉西武ライオンズのマスコットとのコラボマンホール蓋など、目に見える下水道施設として市民にアピールしてきました。今後も、市民に下水道を広く楽しく伝えるためのコミュニケーションツールとして企画されたマンホールカードの配布等により、下水道事業の「見せる化」推進に取り組んでいきます。

【主な取組】

- ① 市をPRするデザイン入りマンホール蓋の設置
- ② 蓋関連啓発グッズの発行及び配布

【デザインマンホール蓋等の認知度】

上下水道のイメージアップに関する取組みとして、市内各所にいろいろなデザインのマンホール蓋等の設置を進めています。このマンホール蓋等について、所沢市市民意識調査（平成29年度版）における認知度は8割となっています。また、こうしたマンホール蓋等の設置については、9割の市民に「好感が持てる」と評価されました。



マンホールカード



デザインマンホール蓋

5-5 環境に配慮するための取組

【5-5-1 環境保全】

建設工事を実施する過程において、建設発生土の搬出、建設廃棄物の再資源化及び再生資源の利用などにより、環境への負荷軽減に取り組めます。また、不要なエネルギー使用の抑制や紙の使用量削減などを図ります。

【5-5-2 高度処理の推進】

荒川右岸流域下水道では、東京湾の富栄養化による赤潮・青潮の解消に向けて、下水処理水から、さらに窒素やリンなどを取り除く高度処理化を推進しています。

本市においても、荒川右岸流域下水道への負担金拠出を通じて、下水の高度処理の推進に寄与します。

【5-5-3 地下水の涵養】

水が限りある資源であることを踏まえ、地下水の減少による急激な地下水位の低下や地盤沈下などを未然に防ぐため、雨水浸透施設の設置促進等により、地下水の涵養に取り組みます。

5-6 健全な経営を行うための取組

【5-6-1 使用料の適正化と水洗化の促進】

今後の人口減少や管渠等の更新経費の増加を見据え、適正な下水道使用料の設定を検証していきます。

また、下水道への未接続の解消に努め、水洗化の促進により収益の向上を図ります。

【5-6-2 受益者負担金の確実な徴収】

下水道整備による生活環境の改善、利便性・快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、汚水処理施設整備の貴重な財源である受益者負担金の徴収に努めてきました。

今後も、引き続き確実な徴収に取り組みます。

【5-6-3 経営状況の見える化】

公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析を記載した「経営比較分析表」を公開します。

この経営比較分析表は、国が推奨する様式に基づき作表するもので、経営の健全性、効率性及び下水道整備の状況に係る指標を設けており、他の事業体と容易に比較することができ、自らの経営の現状や課題を客観的に把握することが可能となっています。

【経営指標】

- ① 経営の健全性・・・経常収支比率、流動比率、自己資本構成比率等
- ② 経営の効率性・・・経費回収率、汚水処理原価、水洗化率等
- ③ 下水道整備の状況・・・普及率

【5-6-4 自主財源確保促進事業】

令和2年度末追加

上下水道局の公有財産であるマンホール蓋や検針票を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することにより、財源の確保に努めます。検針票については、水道事業との共同事業として実施します。

また、下水道事業が所有する下水道施設用地のうち、施設等の撤去や使用停止により未利用地となっている箇所について、売却・貸付けにより経済的活用を図ります。

5-7 経営計画に係る持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

令和2年度末追加

第5章 主な事業と施策

5-1 整備区域拡大への取組

5-1-1 市街化調整区域下水道整備事業

5-1-2 水洗化の促進 ●水洗便所改造資金貸付金

5-2 浸水防除への取組

5-2-1 雨水管等の整備

5-2-2 雨水浸透施設設置の促進 ●雨水浸透ます支給制度

5-2-3 雨水枡浸透化の促進 ●雨水浸透化事業

5-2-4 河川部局等との連携 ●河川・下水道事業調整協議会

5-2-5 新規 ●雨水時浸入水対策事業

5-3 強靱な下水道への取組

5-3-1 下水道総合地震対策事業

5-3-2 下水道BCPの充実と運用 ●下水道BCPの策定
●下水道BCPの策定体制と運用体制

5-3-3 施設老朽化対策 ●下水道ストックマネジメント事業

●下水道施設管理システムの管理運用

5-4 サービス向上とイメージアップへの取組

5-4-1 下水道の理解促進

5-4-3 下水道のイメージアップ ●マンホールカード配布
●デザインマンホール蓋設置
●広報紙の発行ほか

5-5 環境に配慮するための取組

5-5-2 高度処理の推進 ●流域下水道維持管理負担金
●荒川右岸流域下水道建設負担金



5-6 健全な経営を行うための取組


5-6-1 使用料の適正化と水洗化の促進


5-6-2 受益者負担金の確実な徴収



5-6-3 経営状況の見える化 ※経営指標



5-6-4 新規 ●自主財源確保促進事業




ゴール	取 組 内 容
<p>ゴール 3</p> 	<p>目標：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>事業活動を通じて人々の健康と福祉に貢献します。</p> <p>【本市下水道事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の維持管理は、公衆衛生の確保を持続的に果たすことにつながり、水系感染症への対処や水質汚染による死亡や疾病の減少に貢献しています。 5-3-3 施設老朽化対策（下水道ストックマネジメント事業、施設管理システム管理運用） 5-5-2 高度処理の推進 ・震災時にも継続して使用可能な下水道事業を目指し、総合的な防災対策に取り組むことは、下水道の基本的役割である公衆衛生の確保を持続的に果たすことにつながり、水系感染症への対処や水質汚染による死亡や疾病の減少に貢献しています。 5-1-1 市街化調整区域下水道整備事業、5-1-2 水洗化の促進 5-3-1 下水道総合地震対策事業、5-3-2 下水道BCPの充実と運用 5-3-3 施設老朽化対策（下水道ストックマネジメント事業） ・市街化調整区域における下水道整備区域拡大や下水道への接続(水洗化)促進の取組は、下水道の基本的役割である公衆衛生の確保を持続的に果たすことにつながり、水系感染症への対処や水質汚染による死亡や疾病の減少に貢献しています。 5-1-1 市街化調整区域下水道整備事業、5-1-2 水洗化の促進 5-4-1 下水道の理解促進
<p>ゴール 4</p> 	<p>目標：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>水に関する学習の機会を提供します。</p> <p>【本市下水道事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施設見学」や「出前教室」、「下水道キャンペーン」などの実施により、すべての人に様々な機会を通じて、水の大切さや水道の仕組みを学習する機会を提供します。 5-4-1 下水道の理解促進 5-4-3 下水道のイメージアップ（マンホールカード配布、広報紙の発行ほか） 5-6-3 経営状況の見える化

ゴール	取 組 内 容
<p>ゴール 6</p> 	<p>目標：目標：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全な水道水をお届けします。</p> <p>【本市下水道事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の維持管理や排水への指導等は、下水道の基本的役割である公共用水域の水質改善、保全につながります。 5-3-3 施設老朽化対策（下水道ストックマネジメント事業、施設管理システム管理運用） 5-5-2 高度処理の推進 ・震災時にも継続して使用可能な下水道事業を目指し、総合的な防災対策に取り組むことは、下水道の基本的役割である公共用水域の水質改善、保全につながります。 5-1-2 水洗化の促進、5-3-1 下水道総合地震対策事業 5-3-2 下水道BCPの充実と運用 5-3-3 施設老朽化対策（下水道ストックマネジメント事業） ・市街化調整区域における下水道整備区域拡大や下水道への接続(水洗化)促進の取組は、下水道の基本的役割である公共用水域の水質改善、保全につながります。 5-1-1 市街化調整区域下水道整備事業、5-1-2 水洗化の促進 5-4-1 下水道の理解促進 ・省エネルギーにも着目した新たな水処理方式等に関する調査・研究等は、様々な手段により水質を改善することに貢献しています。 5-2-3 雨水樹浸透化の促進 5-2-5 雨水時浸入水対策事業 5-5-2 高度処理の推進

ゴール	取 組 内 容
<p>ゴール 9</p> 	<p>目標：強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>持続と成長が可能な次世代水道を構築します。</p> <p>【本市下水道事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の維持管理により陥没等のトラブルを未然に防ぐことは、ターゲット 9-1 にあります、質が高く、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラにも寄与するものであり、「産業と技術革新の基盤をつくろう」というゴールに貢献しています。 5-3-3 施設老朽化対策（下水道ストックマネジメント事業、施設管理システム管理運用） 5-5-2 高度処理の推進 ・震災時にも継続して使用可能な下水道事業を目指し、総合的な防災対策に取り組むことは、ターゲット 9-1 にある、質が高く、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラにも寄与するものであり、「産業と技術革新の基盤をつくろう」というゴールに貢献しています。 5-1-2 水洗化の促進、5-3-1 下水道総合地震対策事業 5-3-2 下水道BCPの充実と運用、5-3-3 施設老朽化対策（下水道長寿命化対策） ・市街化調整区域における下水道整備区域拡大や下水道への接続(水洗化)促進の取組により良好な水環境を創出することは、ターゲット 9-1 にあります、質が高く、信頼でき、持続可能なインフラにも寄与するものであり、「産業と技術革新の基盤をつくろう」というゴールに貢献しています。 5-1-1 市街化調整区域下水道整備事業、5-1-2 水洗化の促進 5-4-1 下水道の理解促進 ・持続可能な下水道処理システムに向けた新技術の導入や調査研究は、ターゲット 9-1 にあります、持続可能なインフラに寄与するものであり、「産業と技術革新の基盤をつくろう」というゴールに貢献しています。 5-5-2 高度処理の推進、5-2-5 雨水時浸入水対策事業

ゴール	取 組 内 容
<p>ゴール 1 0</p> 	<p>目標：各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>的確な情報をすべてのお客さまに届けます。</p> <p>【本市下水道事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆるお客さまが等しく上下水道局の情報へアクセスできるよう（ウェブアクセシビリティ）配慮した情報を発信します。 5-4-3 下水道のイメージアップ、5-6-3 経営状況の見える化 ・広報紙「ところざわ水物語」の作成や、子ども向けリーフレット、ホームページへの掲載など、あらゆるお客さまへの広報を行います。 5-4-3 下水道のイメージアップ、5-6-3 経営状況の見える化
<p>ゴール 1 1</p> 	<p>目標：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>災害に強い水道施設の構築により都市の強靱化に寄与します。</p> <p>【本市下水道事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水排除能力の向上などの必要な機能向上を図り、適切な施設整備を推進することは、ターゲット 1 1－5 にあります、水関連災害などの災害による死者や被災者数を削減することにも寄与するものであり、「住み続けられるまちづくりを」というゴールに貢献しています。 5-2-1 雨水管等の整備、5-2-2 雨水浸透施設設置の促進、5-2-3 雨水浸透化事業 5-2-4 河川部局等との連携、5-2-5 雨水時浸入水対策事業 ・集中豪雨等による浸水被害の軽減に向けた適切な施設整備は、ターゲット 1 1－5 にあります、水関連災害などの災害による死者や被災者数を削減することにも寄与するものであり、「住み続けられるまちづくりを」というゴールに貢献しています。 5-2-1 雨水管等の整備、5-2-2 雨水浸透施設設置の促進、5-2-3 雨水浸透化事業 5-2-4 河川部局等との連携、5-2-5 雨水時浸入水対策事業

ゴール	取 組 内 容
<p>ゴール 1 2</p> 	<p>目標：持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>事業運営において持続可能な消費と限りある資源を有効に活用します。</p> <p>【本市下水道事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の維持管理や排水への指導等は、ターゲット 1 2－4 にあります、化学物質や廃棄物の水への放出を大幅に削減することにも寄与するものであり、「つくる責任つかう責任」というゴールに貢献しています。 <p>5-6-1 使用料の適正化と水洗化の促進、5-6-3 経営状況の見える化</p>
<p>ゴール 1 3</p> 	<p>目標：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候関連災害や自然災害に対する強靱性を確保します。</p> <p>【本市下水道事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水再生センターやポンプ場の 24 時間体制での運転管理が、ターゲット 1 3－1 にあります「気候関連災害や自然災害に対するレジリエンス強化」に貢献しています。 <p>5-3-1 下水道総合地震対策事業、5-3-2 下水道 B C P の充実と運用</p> <p>5-3-3 施設老朽化対策（下水道ストックマネジメント事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水対策は、ターゲット 1 3－1 にあります、「気候関連災害や自然災害に対するレジリエンス強化」に貢献しています。 <p>5-2-1 雨水管等の整備、5-2-2 雨水浸透施設設置の促進、5-2-3 雨水浸透化事業</p> <p>5-2-4 河川部局等との連携、5-2-5 雨水時浸入水対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水吐のスクリーン設置などは、ターゲット 1 3－1 にあります、海洋ごみの削減や富栄養化等の防止にも寄与するものであり、「海の豊かさを守ろう」というゴールに貢献しています。 <p>5-3-2 下水道 B C P の充実と運用</p> <p>5-3-3 施設老朽化対策（下水道ストックマネジメント事業）</p> <p>5-5-2 高度処理の推進</p>

ゴール	取 組 内 容
<p>ゴール 1 4</p> 	<p>目標：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋と海洋資源の保全に繋がる取組により貢献します。</p> <p>【本市下水道事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災時にも継続して使用可能な下水道事業を目指し、総合的な防災対策に取り組むことは、下水道の基本的役割である公共用水域の水質改善につながります。これはターゲット 1 4 - 1 にあります、海洋ごみの削減や富栄養化等の防止にも寄与するものであり、「海の豊かさを守ろう」というゴールに貢献しています。 <p>5-1-1 市街化調整区域下水道整備事業、5-1-2 水洗化の促進</p> <p>5-2-1 雨水管等の整備、5-2-5 雨水時浸入水対策事業</p> <p>5-5-2 高度処理の推進、5-6-1 使用料の適正化と水洗化の促進</p>
<p>ゴール 1 5</p> 	<p>目標：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>雨水浸透は地下水涵養と治水機能を高め、さらに、豊かな自然を次世代に繋ぎます。</p> <p>【本市下水道事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透施設設置の促進や雨水樹浸透化の促進は、ターゲット 1 5 - 1 にあります、内陸淡水生態系の保全等にも寄与するものであり、「陸の豊かさを守ろう」というゴールに貢献しています。 <p>5-2-2 雨水浸透施設設置の促進、5-2-3 雨水浸透化事業</p> <p>5-2-4 河川部局等との連携、5-2-5 雨水時浸入水対策事業</p>
<p>ゴール 1 6</p> 	<p>目標：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>健全な事業経営を推進し、適正な業務執行を確保します。</p> <p>【本市下水道事業の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の有効性及び効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を達成するため、体制の強化に取り組みます。 <p>5-6-1 使用料の適正化と水洗化の促進、5-6-2 受益者負担金の確実な徴収</p> <p>5-6-3 経営状況の見える化、5-6-4 自主財源確保促進事業</p>

第6章 経営基盤の強化に向けた取組

6-1 組織、人材、定員及び給与に関する事項

【6-1-1 効率的な組織の整備】

平成29年4月には上下水道局に移行し、さらなる組織面の強化や利用者の利便性向上を図りました。

今後も、定期的に組織体制を見直し、効率的かつ弾力的な組織づくりを図ります。

【6-1-2 人材の確保・育成】

下水道事業の安定的な経営には、技術力の維持が必要です。そのため、事業の特性に応じた研修計画による研修を推進するとともに、OJTによる技術及び知識の継承に努めます。

また、職員一人ひとりの意識改革を進め、企業意識の徹底を図るとともに、広い視野に立った経営感覚のある人材の育成に努めます。

【6-1-3 定員管理の推進】

安定的な経営の維持を図るため、職員定数の適正化に取り組んできました。

今後も全庁的な取り組みの中で、「所沢市定員管理計画」に基づき、引き続き定員適正化を推進しつつ、下水道事業の運営を維持していくために必要な人員の配置を目指します。

【6-1-4 適正な給与水準の維持】

これまで、企業職員の給料表の改定や手当の見直しなどの取組を行ってきましたが、今後も市の給与制度の見直しと一体的に取り組み、適正な給与水準の維持に努めていきます。

6-2 民間のノウハウの活用等の推進に関する事項

近年の主な取り組みとしては、平成27年度に料金関連の業務を包括的に委託することで、経費節減とあわせ、組織のスリム化及び窓口サービスの向上を図りました。

今後も、安定的な業務の遂行と、危機管理体制の維持向上を図るため、調査・検討に努め、民間活力の活用を推進します。

6-3 その他経営基盤強化に関する事項

【6-3-1 情報通信技術の活用】

スマートフォン等の通信機器を有効活用し、災害時の情報収集や情報提供を迅速に行います。また、下水道台帳の電子化により、効率的な施設管理を図ります。

【6-3-2 資金管理・調達強化】

建設に係る事業費等の増大に伴い、将来負担を十分に考慮しながら、企業債の有効活用を図るとともに、効果的な資金運用の方法について調査研究します。

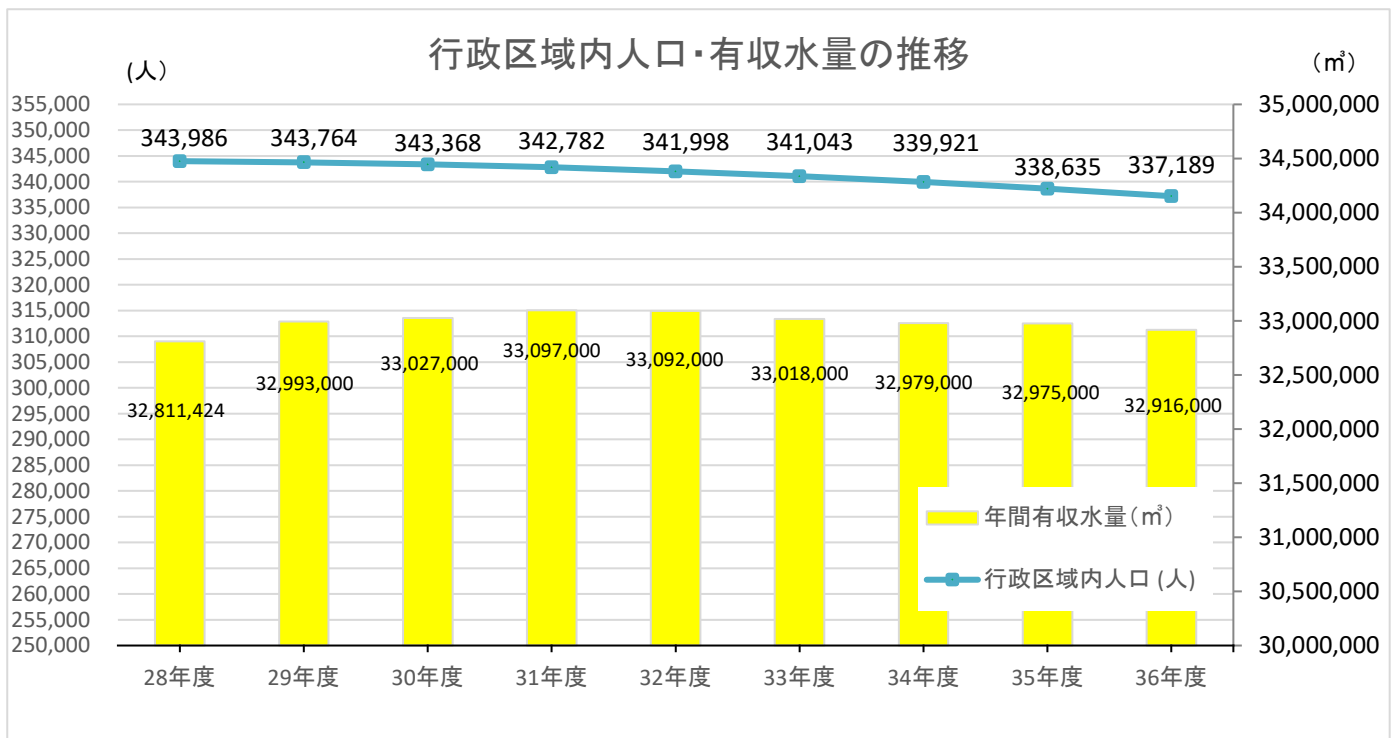
第7章 財政収支計画

7-1 行政区域内人口と有収水量の見込み

行政区域内における本市の人口は、平成28年10月末に最高値34万4,221人を記録しました。その後、人口推計では平成29年度に34万4千人台を割り込んで、緩やかに減少してゆくものと見込まれています。

これを受け、下水道使用料算定の基礎となる年間有収水量については、平成31年度の3,309万7千 m^3 をピークに減少していくものと見込んでいます。

【図表5 行政区域内人口、有収水量の推計】



※平成28年度は年度末の実績値です。29年度以降は見込値を表示しています。

7-2 収支計画

令和2年度末改定

【7-2-1 収益的収支】

収益的収支とは、経営活動により発生する収益と、その収益を得るために要する費用で、損益計算はこの収益的収支に基づいて行われます。

(単位：千円／消費税抜)

区 分	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	2年度 (見込み)	3年度 (予算)	4年度	5年度	6年度
使用料収入	3,178,052	3,223,293	3,243,816	3,232,567	3,224,758	3,220,377	3,210,632
一般会計繰入金	1,369,950	1,560,980	1,490,214	1,529,153	1,407,562	1,412,007	1,405,575
(営業収益) 他会計負担金	1,114,225	1,257,395	1,225,817	1,239,346	1,210,425	1,195,833	1,175,224
(営業外収益) 他会計補助金	117,387	150,000	110,000	70,000	79,073	97,760	111,312
(営業外収益) 他会計負担金	138,338	153,585	154,397	219,807	118,064	118,414	119,039
その他の収入	1,048,731	1,066,154	1,050,048	1,072,275	1,058,161	1,065,807	1,072,836
収入計	5,596,733	5,850,427	5,784,078	5,833,995	5,690,481	5,698,191	5,689,043
職員給与費	407,369	411,793	442,062	425,389	465,647	467,480	461,141
維持管理費	1,565,708	1,699,776	1,827,606	1,897,827	1,704,651	1,707,398	1,707,164
修繕費	151,172	157,767	184,871	210,636	122,643	123,992	125,356
流域下水道維持管理負担金(※1)	989,469	1,061,815	1,074,778	1,088,415	1,102,051	1,102,051	1,102,051
その他	425,067	480,194	567,957	598,776	479,957	481,355	479,757
減価償却費	2,989,202	3,050,582	3,086,531	3,136,309	3,189,932	3,208,806	3,222,568
支払利息	363,512	337,779	312,728	287,097	289,631	273,887	257,550
その他の費用	67,580	57,866	89,131	71,529	40,620	40,620	40,620
支出計	5,393,371	5,557,796	5,758,058	5,818,151	5,690,481	5,698,191	5,689,043
経常損益	203,362	292,631	26,020	15,844	0	0	0

(※1) 流域下水道維持管理負担金の単価(32円/m³)は、7年間変動がないものと仮定して算定しています。

一般会計繰入金

(単位：千円)

区 分	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	2年度 (決算見込)	3年度 (予算)	4年度	5年度	6年度
収益的収支	1,369,950	1,560,980	1,490,214	1,529,153	1,407,562	1,412,007	1,405,575
基準内繰入金	1,193,678	1,338,560	1,307,728	1,329,897	1,274,410	1,259,798	1,239,696
基準外繰入金	176,272	222,420	182,486	199,256	133,152	152,209	165,879

※基準外繰入金は、他会計補助金に、営業外収益の他会計負担金に含まれる都市下水路費を加算して算出しています。

【7-2-2 資本的収支】

資本的収支とは、下水道管渠の布設やポンプ施設の更新などの建設改良事業に要する経費や、企業債の元金償還などの支出と、建設改良事業に充てる目的の収入です。

(単位：千円/消費税込)

区 分	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	2年度 (見込み)	3年度 (予算)	4年度	5年度	6年度
企 業 債	2,240,500	599,600	1,130,000	2,464,000	600,000	400,000	200,000
一 般 会 計 繰 入 金	220,360	321,911	283,033	197,798	177,641	188,702	154,488
基 準 内 繰 入 金	95,272	89,343	78,750	68,418	59,676	48,271	48,334
基 準 外 繰 入 金	125,088	232,568	204,283	129,380	117,965	140,431	106,154
補 助 金	455,400	78,000	200,864	226,000	230,097	256,836	358,625
受 益 者 負 担 金	123,338	117,145	217,400	79,776	163,906	163,906	163,906
分 担 金	16,257	44,228	11,300	11,300	37,000	37,000	37,000
そ の 他 の 収 入	2,706	2,099	4,201	4,224	5,000	5,000	5,000
収 入 計	3,058,561	1,162,983	1,846,798	2,983,098	1,213,644	1,051,444	919,019
建 設 改 良 費	3,532,999	2,325,946	3,816,449	4,305,803	2,748,704	2,339,307	2,148,060
職 員 給 与 費	161,599	154,821	182,967	183,679	195,961	197,484	189,738
施 設 工 事 費	2,871,736	1,375,039	2,745,336	2,974,978	1,917,052	1,604,697	1,460,864
委 託 料	205,476	445,235	300,574	346,082	182,514	170,957	117,276
流 域 下 水 道 建 設 負 担 金	230,204	210,143	441,031	323,168	259,164	259,164	259,164
そ の 他 の 支 出	63,984	140,708	146,541	477,896	194,013	107,005	121,018
企 業 債 償 還 金	1,211,637	1,170,359	1,120,017	1,059,214	1,039,750	1,045,165	1,095,255
そ の 他 の 費 用	6,858	4,088	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
支 出 計	4,751,494	3,500,393	4,942,466	5,371,017	3,794,454	3,390,472	3,249,315
収 支 差 引 (※1)	△ 1,692,933	△ 2,337,410	△ 3,095,668	△ 2,387,919	△ 2,580,810	△ 2,339,028	△ 2,330,296

(※1) 資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、損益勘定留保資金等で補てんします。

補てん財源

補てん財源は、資本的収入が資本的支出に不足した時に不足額を補てんする財源です。

(単位：千円)

区 分	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	2年度 (見込み)	3年度 (予算)	4年度	5年度	6年度
使 用 額	1,692,934	2,337,409	3,095,668	2,237,919	2,580,810	2,339,028	2,330,296
内 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,498,732	2,193,925	2,884,734	1,918,420	2,408,454	2,205,497	2,210,725
内 消 費 税 資 本 的 収 支 調 整 額	194,202	143,484	210,934	319,499	172,356	133,531	119,571
補てん財源残高	2,577,886	2,709,150	2,002,769	2,135,092	1,915,867	1,912,176	1,905,540

- ・損益勘定留保資金：減価償却費、資産減耗費及び退職給付繰入額を合算した金額から、長期前受金戻入額を控除した金額
- ・消費税資本的収支調整額：資本的収支に係る仮受消費税と仮払消費税の差額（仮払消費税-仮受消費税）として企業内部に保留されている金額

企業債残高

(単位：千円)

区 分	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	2年度 (見込み)	3年度 (予算)	4年度	5年度	6年度
公 共 下 水 道 事 業 債	16,301,662	15,778,747	15,584,002	16,882,591	16,387,303	15,673,453	14,926,248
流 域 下 水 道 事 業 債	3,402,668	3,354,825	3,559,552	3,665,751	3,721,289	3,789,975	3,866,725
企 業 債 残 高	19,704,330	19,133,572	19,143,554	20,548,342	20,108,592	19,463,428	18,792,973

7-3 経営指標(平成30年度から令和6年度)

令和2年度末改定

本収支計画に基づき事業を実施した場合の財務関係指標は、次のとおりとなります。

	項目	同規模事業体 平均値(※1)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	2年度 (見込み)	3年度 (予算)	4年度	5年度	6年度
【経営の健全性】	経常収支比率(%) <u>この値は高い方がよい</u> 使用料収入や一般会計からの繰入金等での収入で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを示す指標。	109.8	103.8	104.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	流動比率(%) <u>この値は高い方がよい</u> 短期的な債務に対する支払能力を表す指標。この値は1年以内に支払うべき債務に対し、支払うことができる現金等の保有状況を示したものである。	67.7	174.9	187.6	115.2	110.0	105.6	101.7	101.2
	自己資本構成比率(%) <u>この値は高い方がよい</u> 総資本に占める自己資本の割合をもって財務の健全性を示す指標。	—	76.5	77.1	76.7	77.2	77.5	77.7	78.2
	企業債残高対事業規模比率(%) 使用料収入に対する企業債残高(借金残高)の割合であり、企業債残高の規模を示す指標。 企業債残高に適正な基準がないため、同規模事業体等の比較をもって投資規模を判断する。	599.9	569.2	542.5	572.3	573.8	575.1	578.2	577.9
【経営の効率性】	汚水処理原価(円/㎡) 有収水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用を示す指標。	119.0	97.4	99.4	101.1	100.4	100.5	100.9	101.2
	使用料単価(円/㎡) 有収水量1㎡当たりの汚水処理に係る収益を示す指標。	114.0	96.8	98.7	98.0	97.9	97.8	97.7	97.5
	経費回収率(%) <u>この値は高い方がよい</u> 汚水処理に係る費用のうち下水道使用料の収入で賄われている割合を示した指標。この値が100%を下回っている場合、費用が下水道使用料以外の収入で賄われている状況を示している。	95.8	99.4	99.3	97.0	97.5	97.3	96.8	96.4
	水洗化率(%) <u>この値は高い方がよい</u> 下水道を利用できる地域に住んでいる人のうち、実際に下水道に接続している割合を示す指標。 使用料の対象となり、水洗化向上の取り組みの判断とする。	97.1	98.4	98.4	98.4	98.5	98.5	98.6	98.7
	普及率(%) <u>この値は高い方がよい</u> 市の人口のうち、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になったかを示す指標。	—	94.1	94.4	94.4	94.5	94.6	94.7	94.8

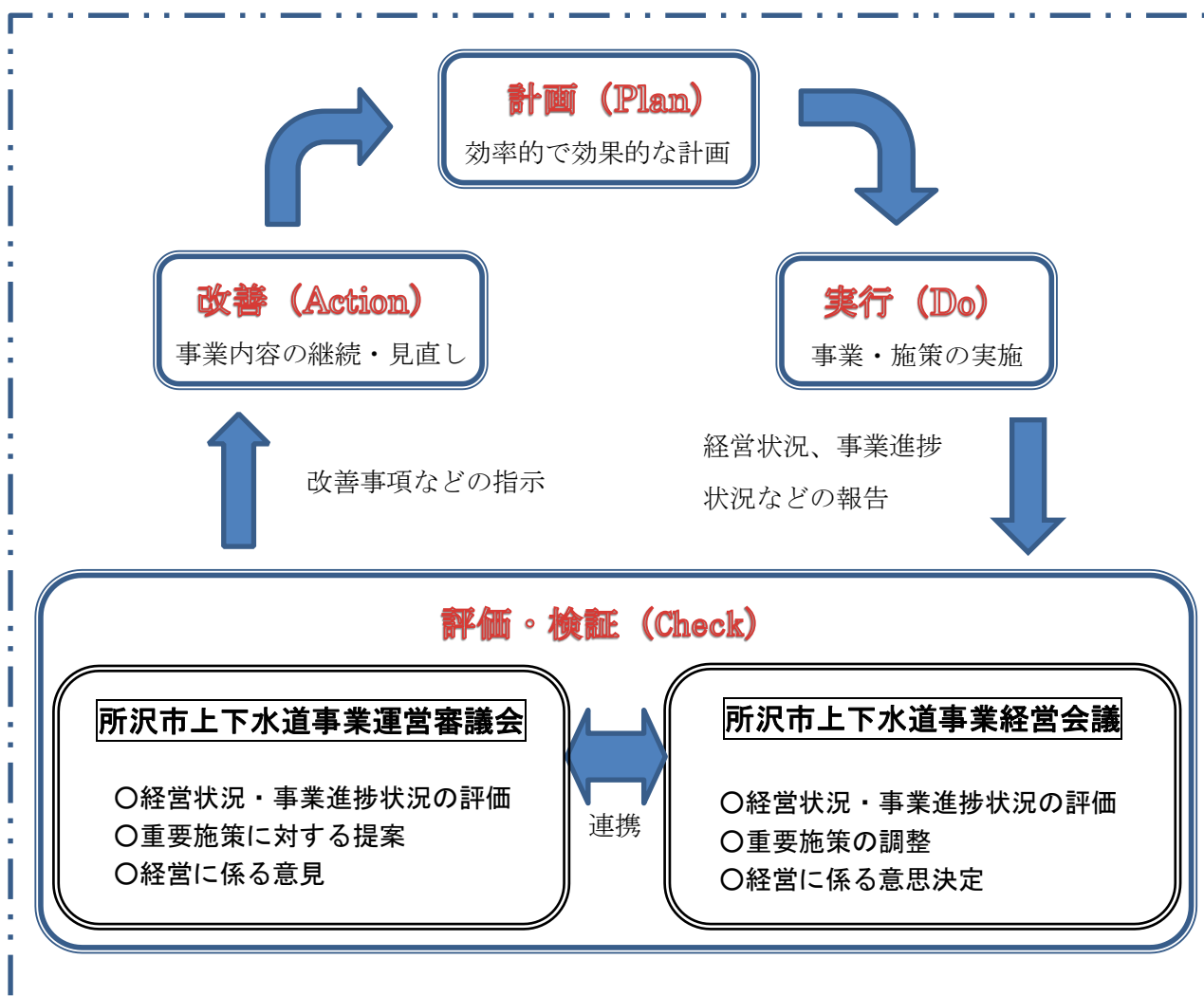
(※1) 同規模事業体平均値とは、平成28年度末時点の公共下水道の場合で、政令市等を除く、処理区域内人口が10万人以上、処理区域内人口密度が100人/ha以上該当する事業体36団体のうち、地方公営企業法の適用は13団体であり、これを対象にまとめた決算の平均値を示したものです。

第8章 計画推進の取組

本計画の推進にあたっては、外部的な視点として策定にかかる審議等を行った「所沢市上下水道事業運営審議会」と、内部的な視点として管理者・局長・次長・課長等で構成する「所沢市上下水道事業経営会議」のふたつの会議体を、進捗管理を行う両輪として活用します。

これら会議体において、マネジメントシステムの基本である計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルにより、経営状況・事業進捗状況を評価・検証します。その結果、事業を継続、若しくは必要に応じて見直し、次年度以降の予算等の事業経営に反映させることにより、計画の着実な推進を図るとともに経営の健全性の確保に努めていきます。

また、計画の達成状況については、経営状況の透明性を高めるため、毎年度、決算報告時に公表します。



資 料

【資料1 下水道事業のあゆみ】

年 度	事 項
昭和32年度	所沢駅周辺の既成市街地について公共下水道の工事に着手
37年度	所沢下水処理場新設の認可を受ける
43年度	所沢下水処理場の運転を開始
47年度	埼玉県が事業主体となっている荒川右岸流域下水道事業に参加
58年度	県荒川右岸流域下水道の新河岸川処理センターでの汚水処理を開始
平成14年度	市街化区域の下水道整備が概ね完了
15年度	市街化調整区域の下水道整備を開始
24年度	県荒川右岸流域下水道への切り替えにより、所沢浄化センターを廃止
25年度	地方公営企業法を全部適用 水道事業との組織統合 下水道使用料の改定

【資料2 下水道事業経営計画策定までの経緯】

年 月	事 項
平成28年 5月	第1回庁内検討会議（経営企画課、財政課、上下水道部）
7月	地方共同法人日本下水道事業団の経営アドバイザーによる研修会
8月	第2回庁内検討会議（経営企画課、財政課、上下水道部）
10月	地方共同法人日本下水道事業団の経営アドバイザーによる研修会
11月	第1回所沢市上下水道事業運営審議会
29年 1月	第2回所沢市上下水道事業運営審議会
3月	地方共同法人日本下水道事業団の経営アドバイザーへの意見聴取 第3回庁内検討会議（経営企画課、財政課、上下水道部）
4月	所沢市上下水道事業経営会議 第3回所沢市上下水道事業運営審議会
6月	所沢市上下水道事業経営会議
7月	第4回所沢市上下水道事業運営審議会
8月	第5回所沢市上下水道事業運営審議会
10月	第6回所沢市上下水道事業運営審議会 所沢市上下水道事業運営審議会から答申書の提出

用語解説

【あ行】

★一般会計

地方公共団体が租税や国からの地方交付税をもとに執行する、一般行政事務のための収支全般のことです。

★インフラ長寿命化基本計画

平成25年11月に国が策定した計画で、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するために、行動計画及び個別施設計画の策定を、インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関に要請したものです。

★雨水管

雨水を河川等に排除するための管渠です。

★OJT

「On-The-Job-Training」の略。従業員の職業訓練で、仕事の現場で実務に携わりながら業務に必要な知識・技術を習得させる手法です。

★污水管

家庭や事業場から排出された汚水を、下水処理場まで運ぶための管渠です。

【か行】

★河川・下水道事業調整協議会

集中豪雨等の局地的な大雨による浸水被害を軽減するため、河川整備を行う県と市街地の雨水排水を担う市が連携して方策を検討するために平成28年9月に設置した組織のことです。

★管渠（かんきょ）

下水管のことで、污水管・雨水管・合流管があります。

污水管・合流管は通常地中に埋設されている「暗渠」ですが、雨水管の中には地表に設置された「開渠」もあります。

★幹線

下水管のうち、各家庭や事業所から下水が集まる主要な管渠のことです。

★管更生（かんこうせい）

老朽化した管渠の内面を樹脂でできた材料で覆うなどにより、長寿命化を図る工法です。道路を掘り起こすことなく施工が可能であるため、交通への影響が少なく、工期短縮等のメリットがあります。

★涵養（かんよう）

地表の水が地下に浸透し、地下水となることです。

地下水が減少すると、地盤沈下の原因となったり、自然湧水量が減少することがあります。

★企業債

地方公営企業の借入金です。所沢市の下水道事業における借入先は、主に国（財務省）と地方公共団体金融機構（地方自治体が出資して設立した法人）です。

★緊急輸送道路

災害時の応急対策に必要な人員や物資の輸送を行うために、都道府県及び市が指定する重要道路です。所沢市内では、国道463号線（大六天交差点以東）及び同バイパス（大六天交差点以西）などが指定されています。

★経費回収率

下水道使用料で賄うべき汚水処理経費に対する、下水道使用料収入の割合をいいます。経費回収率が100%であれば、独立採算で事業が運営されていることになります。

★下水道使用料

家庭や事業所から排出された汚水を処理するための料金です。水道の使用水量に単価を乗じて算定されるのが一般的です。

★下水道BCP

BCPは「Business-Continuity-Plan」の略で、「下水道事業継続計画」を意味します。大規模災害により下水道施設等が被災した場合でも、下水道が果たすべき機能を維持継続し、早期復旧することを目的として、事前対策や非常時対策等について定めるものです。

★下水道普及率

市の人口のうち、処理区域内人口の割合です。

★減価償却費

固定資産（建物、構築物など）の取得に要した支出を、法定耐用年数に応じて各年度に割り当てて計上する費用です。

★公営企業

→[地方公営企業]の項を参照してください。

★公営企業の経営に当たっての留意事項について（総務省通知）

中長期的な視野に基づき、計画的に公営企業の経営に取り組むため、経営計画（経営戦略）の策定等を要請したものです。平成21年度に発出され、平成26年8月に改定されました。略して「留意事項通知」と称されます。

★公共下水道

原則的に市町村が運営する下水道です。

★公債費

企業債（借入金）に係る元利償還金です。

★更生工事

→[管更生]の項を参照してください。

★高度処理

通常の下水处理水から、さらに窒素やリンなどを取り除く水処理のことです。

荒川右岸流域下水道では、東京湾の富栄養化による赤潮・青潮の解消に向けて、高度処理化を推進しています。

★合流管

汚水と雨水とを同一の管で排除する、合流式下水道の管渠です。

★合流式下水道

汚水と雨水を同一の管渠で排除する方式で、早くから下水道事業を行っている都市で採用されました。

★合流式下水道緊急改善事業

雨天時において、合流式下水道から未処理の下水が河川に流出することを防ぐ事業です。貯留施設の建造や、ゴミを除去するためのスクリーン（格子状の柵）の設置が主なものです。

本市においては、平成16年度に所沢市合流式下水道緊急改善計画を策定し、下水道法施行令の一部を改正する政令附則に基づき平成25年度までに必要な対策を完了しました。

【さ行】

★資産減耗費

主に固定資産の除却（廃棄）の際に、まだ減価償却費として費用化されていない額を除却費として計上するための科目です。

★資本的収入・支出（⇔収益的収入・支出）

施設の整備や改良、及び企業債の収入と支出をいいます。地方公営企業法施行規則に定める予算書様式で第四条に記載されていることから、「四条予算」とも称されます。

★資本費

減価償却費と企業債の利息をいいます。これに対し、施設の運転や修繕に係る費用は維持管理費といえます。

★収益的収入・支出（⇔資本的収入・支出）

企業の経営活動に伴う収入と支出をいいます。地方公営企業法施行規則に定める予算書様式で第三条に記載されていることから、「三条予算」とも称されます。

★受益者負担金

新たに下水道を整備する際に、整備費用の一部に充てるため対象区域の土地所有者等に賦課される、都市計画法に基づく負担金です。

★使用料単価

有収水量1 m³あたりの下水道使用料収入です。

[使用料単価(円/m³) = 使用料収入 ÷ 年間有収水量] で計算されます

★処理区域内人口

下水道が整備され、下水道の使用が可能となった区域の人口をいいます。

★新下水道ビジョン

昨今の社会経済情勢の変化に対応し、管理運営時代の新たな下水道の政策体系を示すため、平成26年度に国土交通省が策定したものです。

★水洗化

下水道に未接続の家庭や事業所が、下水道に接続することです。

★水洗化率

処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合です。

★ストックマネジメント

持続可能な下水道事業の実現を目的に、膨大な下水道施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的視点から計画的かつ効率的に管理する手法をいいます。

【た行】

★第1次市街化調整区域下水道整備計画

所沢市における市街化調整区域の下水道（污水管）整備にあたり、平成13年度に20年間の計画期間をもって策定した計画です。

★退職給付繰入額

将来、職員が退職するときに支払われる退職金のうち、当期に負担すべき金額を見積り、当期の費用として繰入計上する金額のことをいいます。

所沢市職員の退職金は、毎年度、埼玉県市町村総合事務組合へ退職金の原資となる負担金を支払うことで積み立てしており、退職手当組合から退職者に退職金が支払われています。

★地方公営企業

地方公営企業法に基づき、地方公共団体が経営する企業をいいます。

所沢市では、水道・下水道・病院（市民医療センター）の3事業を行っています。

★長期前受金戻入

補助金等の外部資金（国庫補助金、受益者負担金、受贈資産など）を財源として取得した固定資産の減価償却に合わせ、補助金等相当額を収益として計上するための科目です。

★貯留施設

下水を一時的に貯めておく施設です。主に雨水の流出抑制を図り浸水被害を軽減するために作られます。

★出前教室

所沢市上下水道局では、水が限りある資源であることや水の循環などを知ることにより、水の大切さに気づき、さらには地球の環境保全に対する意識を高めてもらうため、市内小学校にて出前教室を行っています。

★所沢市下水道総合地震対策計画

緊急輸送道路や軌道下等に布設されている施設（下水道管やマンホール）を、順次耐震化するための計画です。現行の計画期間は平成21年度から29年度で、緊急計画の位置づけです。今後は、5年ごとに計画を策定し、耐震診断の結果に応じて対策を進めます。

★所沢市公共施設等総合管理計画

平成26年4月22日付け総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」による要請に基づき、インフラを含めた公共施設の基本的かつ計画的な管理に関する方針を定めたものです。

★所沢浄化センター

昭和43年度に運転開始した所沢下水処理場が、平成6年度に名称変更されたもので、所沢地区、緑町、小手指町の一部の下水を処理していました。

荒川右岸流域下水道への切り替えに伴い、平成23年度末に廃場となり、その跡地は文化の発信拠点「ところざわサクラタウン」として整備が進んでいます。

★都市下水路

下水道法により規定されている下水道のうち、主として市街地の雨水を排除するために設置された施設です。

【な行】

★内水ハザードマップ

下水道の雨水排水能力を超える降雨により発生した浸水区域や避難所などの情報を記載した地図のことです。

下水道や側溝、その他の排水施設だけでは降った水を河川等の公共用水域に排水できない場合に、地表面に水がたまり、建物や土地・道路が浸水する被害を内水被害と呼びます。

これに対し、大雨により河川の増水が引き起こす浸水を外水被害と呼びます。

【は行】

★パブリックコメント手続き

計画の策定にあたり、事前に案を公表して広く市民等に意見を求める制度です。

★引当金

将来の特定の費用や損失の原因が当該事業年度以前の事象に起因しているものについて、その金額を合理的に見積ることができる場合に計上する金額をいいます。

★不明水

管渠の継手などから、下水道に侵入してしまう地下水などのことです。

★法定耐用年数

地方公営企業法施行規則などで定める、固定資産の種別に応じた償却年数をいいます。

★補てん財源

資本的収支において、支出（工事費など）が収入（補助金や企業債など）を上回る場合、その不足額を埋めるための資金です。減価償却費などの損益勘定留保資金や、毎年度の利益を積み立てた資金（減債積立金や建設改良積立金）などがあります。

★ポンプ場

通常、下水道の管渠は自然流下で排水するため、下水を流す方向が低くなるよう斜めに布設していますが、地形の関係で管渠の埋設が深くなりすぎてしまう場合や、雨水の放流先の川の水位が高い場合などの事由で設置した揚水のための施設です。

【や行】

★有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

下水道使用料の対象となる水量をいいます。

★有収率

汚水処理水量のうち、有収水量の割合を示したものです。汚水処理水量と有収水量の差が、地下水などが侵入した不明水です。

【ら行】

★ライフサイクルコスト

施設における新規整備・維持修繕・改築・処分を合わせた、生涯費用の総計のことをいいます。

★流域下水道

複数の市町村の下水を排除するために、都道府県が広域的に運営する下水道です。

埼玉県には8つの流域下水道があり、所沢市は13の市町で構成する荒川右岸流域下水道に参加しています。

★流域下水道維持管理負担金

流域下水道を構成する各市町村の排水量に応じ、県の流域下水道に拠出する負担金です。

各市町村からの排水を浄化するために必要な費用として、荒川右岸流域下水道においては、汚水排水量1m³あたり32円(税込み)の単価が設定されています。

★流域下水道建設負担金

流域下水道を構成する市町村が、県の流域下水道に対して拠出する負担金です。

荒川右岸流域下水道建設負担金の主な用途は、下水処理場である新河岸川水循環センターの処理施設の改築更新や、地震対策等があります。

現時点における荒川右岸流域下水道の所沢市の負担率は、19.29%です。

★留意事項通知

→[「公営企業の経営に当たっての留意事項について」総務省通知]の項を参照してください。

所沢市下水道事業経営計画
(平成30年度から平成36年度)

平成30年3月発行
令和2年度末一部改定

発行 所沢市上下水道局

企画・編集 経営課

〒359-1143 所沢市宮本町2丁目21番4号

TEL 04-2921-1087

FAX 04-2921-1094

e-mail b9211087@city.tokorozawa.lg.jp

URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>



所沢市上下水道局